

第5章

資料等

- (1) 大阪府食の安全安心推進条例
- (2) 大阪府食の安全安心推進協議会
- (3) 食に関する危機管理関係マニュアル一覧
- (4) 食の安全安心に関するお問い合わせ先
- (5) 第3期推進計画の数値目標の達成状況一覧等
- (6) 食の安全安心に関する府民アンケート結果
- (7) 輸入食品の監視体制
- (8) 用語説明

第5章 資料等

(1) 大阪府食の安全安心推進条例

平成十九年三月十六日

大阪府条例第七号

大阪府食の安全安心推進条例をここに公布する。

大阪府食の安全安心推進条例

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 食の安全安心の確保に関する施策(第八条—第十八条)

第三章 健康被害の防止等に関する施策(第十九条・第二十条)

附則

安全で安心な食生活は全ての府民の願いであり、府民の健康を保護する上で極めて重要である。

私たちは、現在、国内外各地からの多様な食品により豊かな食生活を送っている。一方で、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案が相次いで発生したこと等により、食に係る不安や不信感が増大している。

大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、全国の農林水産物の流通拠点として、大きな役割を果たすとともに、独自の食文化を育んできた。食における誇りと伝統のある地域であることに加えて、近年、大規模な食中毒事件を経験したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心はかつてなく高まっている。

安全で安心な食生活は、生産技術の進歩や交易、流通の仕組み等の社会の変化と密接に関わっており、こうした食に関わる様々な分野の人々の協力によって初めて確保されるものである。府民の健康を守るため、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において「食の安全安心」とは、食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼をいう。
- 2 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。)及び医薬部外品(同条第二項に規定する医薬部外品をいう。))を除く。)をいう。
- 3 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

- 4 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- 5 この条例において「食品関連事業者」とは、府の区域内において食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)

第三条 食の安全安心の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全安心の確保は、食品等及び生産資材の安全性の確保に関する府、食品関連事業者、府民、学識経験のある者並びに関係する機関及び団体の相互間の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)を促進することにより、行われなければならない。
- 4 食の安全安心の確保は、府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 府は、前項の施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等及び生産資材の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、前二項に定めるもののほか、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の役割)

第六条 府民は、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 府民は、食の安全安心の確保に関する施策について、意見を表明するよう努めることによって、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。
- 3 府民は、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第七条 府、食品関連事業者及び府民は、食の安全安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

第二章 食の安全安心の確保に関する施策

(食の安全安心推進計画の策定)

第八条 知事は、次に掲げる事項を定めた食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

1
基本理念

2
現状と課題

3
基本施策

施策展開

(1)
生産から消費

(2)
健康被害防止

(3)
情報の提供

(4)
事業者支援

4
取組体制

5
付属資料

るための計画(以下「食の安全安心推進計画」という。)を策定するものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき食の安全安心の確保に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 2 知事は、食の安全安心推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、食の安全安心推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第九条 府は、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するため、監視、指導その他の法令及び条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(リスクコミュニケーションの促進)

第十条 府は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の体制の整備)

第十一条 府は、食品による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十二条 府は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究及び技術開発を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十三条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報を収集し、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に提供するものとする。

(表示の適正化の推進)

第十四条 府は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及啓発等)

第十五条 府は、府民に対し、食の安全安心の確保に関する知識の普及及び啓発に努めるとともに、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

(食品関連事業者の取組の支援)

第十六条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(顕彰の実施)

第十八条 知事は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

第三章 健康被害の防止等に関する施策

(健康被害の拡大防止のための情報の公表)

第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ大阪府食品健康被害防止審議会の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。

(農林水産物の生産過程での法令の遵守)

第二十条 知事は、府の区域内に流通している農林水産物について、その生産過程において適用される法令に違反し、又は違反する疑いがあることが判明した場合には、当該農林水産物の生産地を管轄する地方公共団体の長に対し、同様の事象の再発を防止するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は同年十一月一日から、第二十条及び第二十一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

大阪府食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例（平成十九年大阪府条例第七号）第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
----------------	--

附 則(平成一九年条例第七八号) 略

附 則(平成二四年条例第四二号) 略

附 則(平成二四年条例第一二九号) 略

附 則(平成二六年条例第五五号) 略

附 則(平成二六年条例第一五七号) 略

附 則(平成二七年条例第三六号) 略

附 則(平成三〇年条例第三八号) 略

附 則(平成三一年条例第三七号) 略

附 則(令和元年条例第五二号) 略

附 則(令和二年条例第九一号) 略

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に着手された食品等の自主的な回収に係る改正前の大阪府食の安全安心推進条例(以下「旧条例」という。)第二十条第一項の規定による報告については、改正後の大阪府食の安全安心推進条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の報告に係る旧条例第二十三条各号に掲げる事務については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

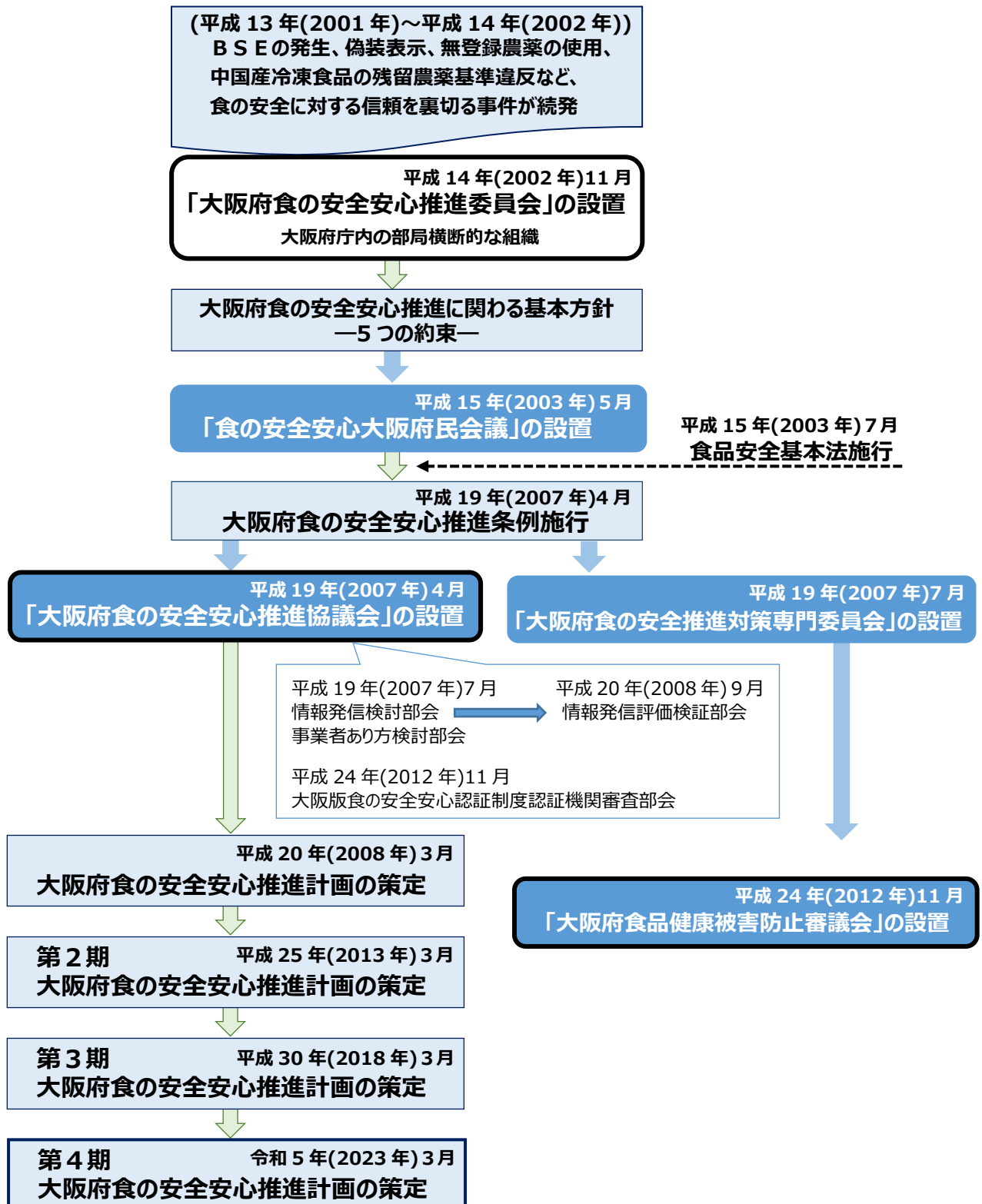
4 取組体制

5 付属資料

(2) 大阪府食の安全安心推進協議会

平成 19 年（2007 年）4 月 1 日に大阪府食の安全安心推進条例を施行し、知事の附属機関として食の安全安心の確保についての重要事項を調査審議する「大阪府食の安全安心推進協議会」を設置しました。

食の安全安心に係る対応の経過



(3) 食に関する危機管理関係マニュアル一覧

◎：マニュアル作成課（室）

○：関係課（室）

部 局 名	所管課	No.	マニュアル名	関係室課（庁内）																「大阪府食の安全安心推進委員会」以外の関係室課
				健康医療部				環境農林水産部				福祉部				教育庁				
				健康医療総務課	保健医療室 感染症対策企画課	生活衛生室 環境衛生課	生活衛生室 薬務課	生活衛生室 食の安全推進課	農政室推進課	流通対策室	水産課	動物愛護畜産課	地域福祉推進室	障がい福祉室	高齢介護室	子ども家庭局	教育振興室 保健体育課	私学課		
健康医療部	健康医療総務課	1	大阪府健康危機管理基本指針	◎	○	○	○	○											府警察	
	生活衛生室 食の安全推進課	2	大阪府食中毒対策要綱 大阪府食中毒対策要綱別表	○	○	○	○	◎	○		○	○	○	○	○	○	○	○	府警察	
	生活衛生室 食の安全推進課	3	食の安全安心推進条例 第19条にかかる運用指針	○				◎												
	生活衛生室 食の安全推進課・ 薬務課	4	健康食品等による健康被害 相談の処理手順 処理フロー				◎	◎												
	生活衛生室 環境衛生課	5	大阪府飲料水健康危機管理 実施要領		○	◎														
	生活衛生室 食の安全推進課	6	大阪府災害時 食品衛生監視活動マニュアル					◎												
環境農林水産部	農政室推進課	7	農薬の不適正な販売・使用 発生時における対応マニュアル				○	○	◎	○										
	水産課	8	大阪府赤潮・貝毒原因プラン クトン対策マニュアル					○		○	◎									

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

食に関する危機管理関係マニュアルの目的（抜粋）

1 基本理念

No.1 大阪府健康危機管理基本指針（健康医療部健康医療総務課）

この指針は、有害物質（毒物、劇物等、身体に障害を及ぼす化学物質をいう。）、食中毒、感染症、医薬品、飲料水その他の原因により府民に健康被害が発生した場合に、被害者の救助と被害の拡大を防止するために必要な事項を定める。

2 現状と課題

No.2 大阪府食中毒対策要綱（健康医療部生活衛生室食の安全推進課）

本要綱は、本府において食中毒（疑いを含む。）事件発生時に、迅速かつ的確に事件の原因を追求し、原因となった食品や発生の機序を排除するとともに、有症者への医療対策や必要に応じた対策本部の設置等適切な措置を講じ、もって衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

3 基本施策

No.3 食の安全安心推進条例第 19 条にかかる運用指針（健康医療部生活衛生室食の安全推進課）

本運用指針は、大阪府食品健康被害防止審議会の意見を踏まえ、これから経験するかもしれない飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報提供を行うため作成したものである。

施策展開

(1) 生産から消費

No.4 健康食品等による健康被害相談の処理手順・処理フロー（健康医療部生活衛生室食の安全推進課・生活衛生室薬務課）

府民、医療機関等からの健康食品等（無承認無許可医薬品を含む。）による健康被害相談を迅速に処理し、健康被害の拡大を防止するため定める。

(2) 健康被害防止

No.5 大阪府飲料水健康危機管理実施要領（健康医療部生活衛生室環境衛生課）

飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理を適正に進めるため、必要な事項について定める。

(3) 情報の提供

No.6 大阪府災害時食品衛生監視活動マニュアル（健康医療部生活衛生室食の安全推進課）

このマニュアルは、大阪府地域防災計画及び大阪府災害等応急対策実施要領に基づき、大阪府の災害発生時における食品衛生監視活動の実施について必要な事項を定め、府民の生命及び身体を食中毒などの健康被害から保護することを目的とする。

(4) 事業者支援

No.7 農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル（環境農林水産部農政室推進課）

このマニュアルは、(1)農薬の不適正な販売、使用が明らかになった場合 (2)残留農薬の分析により不適正な農薬使用（疑惑を含む）が判明した場合における情報伝達体制及びその対応手順等について定め、事案発生時に円滑に対応することを目的とする。

4 取組体制

No.8 大阪府赤潮・貝毒原因プランクトン対策マニュアル（環境農林水産部水産課）

このマニュアルは、大阪湾及び淀川下流部において、赤潮等により漁業に影響を及ぼす恐れのあるプ

5 付属資料

ランクトン及び貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、漁業又は養殖の対象となっている二枚貝等に貝毒の蓄積がみられた場合における情報収集及び伝達体制を定め、出荷自主規制の指導等、係る事態に迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

その他の危機管理関係マニュアル

① 大阪府感染症対策マニュアル（健康医療部保健医療室感染症対策企画課）

「大阪府感染症予防計画」の理念、方針に基づき、感染症発生時（食品媒介感染症等を含む。）の対応や感染症発生動向調査等について、具体的に記し、感染症の発生、予防及びまん延の防止に努め、感染症対策のより一層の充実を図ることを目的とする。

② 大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領（環境農林水産部動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所による立入検査等を通じた監視体制と養鶏農家自らが実施する発生予防対策（自衛防疫）の双方を強化するとともに、本病が発生した場合のそれぞれの防疫措置に係るマニュアルを作成し、関係者全員が本病防疫対策を十分認識し、迅速かつ的確な防疫対策を図るために作成したものである。

③ 大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（健康医療部生活衛生室食の安全推進課）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査時の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する検査、スクリーニング検査陽性時の連絡体制等について定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

④ BSE 発生時の措置マニュアル（健康医療部生活衛生室食の安全推進課）

食肉衛生検査所において、BSE スクリーニング検査を実施しているが、陽性となった場合、迅速に対応できるよう関係機関への連絡体制を確立している。

また、生産農家が大阪府内にあった場合の対応については動物愛護畜産課の「BSE 検査陽性牛発生時の対応マニュアル」に基づいている。

1
基本理念

2
現状と課題

3
基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4
取組体制

5
付属資料

(4) 食の安全安心に関するお問い合わせ先

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

○ 健康医療部生活衛生室食の安全推進課
電話：06-6944-6703 Fax：06-6942-3910
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/>



○ 健康医療部生活衛生室業務課
電話：06-6944-7129 Fax：06-6944-6701
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/>



○ 健康医療部健康推進室健康づくり課
電話：06-6944-6694 Fax：06-6944-7262
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/>



○ 環境農林水産部農政室推進課
電話：06-6210-9590 Fax：06-6614-0913
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/>



○ 環境農林水産部流通対策室
電話：06-6210-9603 Fax：06-6210-9604
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/>



○ 環境農林水産部動物愛護畜産課
電話：06-6210-9616 Fax：06-6613-6276
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/>



○ 家畜保健衛生所
電話：072-458-1151 Fax：072-458-1152
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokubukaho/>



○ 環境農林水産部水産課
電話：06-6210-9612 Fax：06-6210-9611
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/>



○ 教育庁教育振興室保健体育課
電話：06-6944-6903 Fax：06-6941-4815
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/>



○ 大阪府消費生活センター
電話：06-6612-7500 Fax：06-6612-0090
H P：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>



◎ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
電話：06-6972-1321（森ノ宮センター）
電話：06-6771-8331（天王寺センター）
HP：<https://www.iph.osaka.jp/>



◎ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
電話：072-958-6551
HP：<https://www.knsk-osaka.jp/>



○ 大阪府保健所

名称	電話	FAX	所管区域
池田保健所	072-751-2990	072-751-3234	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-624-4668	072-623-6856	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3131	06-6993-3136	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-1021	072-876-4484	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-955-4181	072-939-6479	松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市
富田林保健所	0721-23-2681	0721-24-7940	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	0725-43-9136	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5681	072-422-7501	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7701	072-462-5426	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

《保健所設置市保健所》

名称	電話 FAX	HP
大阪市保健所	06-6647-0641 06-6647-0803	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/000008442.html
堺市保健所	072-222-9925 072-222-1406	https://www.city.sakai.lg.jp/yoyakuanai/bunrui/shimin/hokenjocenter/hokenjo.html
豊中市保健所	06-6152-7307 06-6152-7328	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokensei/index.html
吹田市保健所	06-6339-2225 06-6339-2058	https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018772/1015961.html
高槻市保健所	072-661-9333 072-661-1800	https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/3/35/
枚方市保健所	072-845-3151 072-845-0685	https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki_list.html#lnk_2
八尾市保健所	072-994-0661 072-922-4965	https://www.city.yao.osaka.jp/0000042528.html
寝屋川市保健所	072-829-7771 072-838-1152	https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kenkou/hokensoumu/hokenjyo.html
東大阪市保健所	072-960-3800 072-960-3806	https://www.city.higashiosaka.lg.jp/000006095.html

● 大阪府保健所所在地一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>



1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(5) 第3期推進計画の数値目標の達成状況一覧等

(数値目標の達成状況一覧)

府の取組 目標指標	基準値 (平成28年度)	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和4年度
		実績	実績	評価	実績	実績	評価	最終目標
成果の測定 食の安全性に不安を感じる 府民の割合 (「安全、安心だと思わな い」と答えた府民の割合)	21.5%	19.1%	16.8%	-	-	18.1%	-	15% 以下
施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保								
②畜産物の安全対策 畜産農家に対する監視指 導 (監視施設数)	全施設	全施設	全施設	達成	全施設	全施設	達成	全施設
⑤養殖生産安全対策 養殖場に対する監視指導 (監視施設数)	24 施設	23 施設	27 施設	達成	27 施設	21 施設	達成 対象施設数の減少 に伴い目標修正。	21 施設
⑥大阪府食品衛生監視指 導計画に基づく監視指導 食品関係営業施設の監視 指導 (監視施設目標数の達成 率)	105.4%	96%	99%	概ね達成	84%	77%	未達成 コロナ禍で事業を一 部縮小したことで監 視施設数が減少。	100% 以上
⑪大阪府食品衛生監視指 導計画に基づく食品等の試 験検査 流通食品の試験検査 (検査実施予定数の達成 率)	93.8%	90%	98%	概ね達成	29%	55%	未達成 コロナ禍で事業を一 部縮小したことで検 査数が減少。	100% 以上
⑬無承認無許可医薬品 (いわゆる健康食品)に係 る医薬品成分検査 無承認無許可医薬品の排 除 (いわゆる健康食品の買上 検査件数)	15 検体	20 検体	20 検体	達成	0 検体	14 検体	未達成 コロナ禍で事業を中 止、一部縮小したこ とで、検体数が減 少。	20 検体
⑭食品表示の適正化の推 進 巡回点検店舗における表示 状況 (概ね正しく表示されて いる店舗割合)	90.3%	86%	87%	概ね達成	88%	83%	未達成 コロナ禍の影響を踏 まえた事業の見直し により、巡回点検の 一時休止、巡回店 舗の優先順位の変 更などの対応をとつ たため、目標未達成。	90%
⑰食品表示ウォッチャー兼 推進員制度の推進 食品表示ウォッチャー兼推 進員制度の 推進(府内市区町村の配 置率)	80.6%	86%	82%	未達成	-	-	コロナ禍の影響を踏 まえた事業休止。	-
⑱新たな食品表示制度の 普及啓発 新たな食品表示制度の普 及啓発 (食品表示学習会の開催 数と理解度)	17 回・ -	24 回・ 92%	22 回・ 96%	概ね達成	2 回・ -	6 回・ 91%	未達成 コロナ禍の影響を踏 まえた事業の見直し により、回数、規模を 大幅に縮小して実 施したため、開催数 が減少。	10 回・ 95%
施策の柱 2 健康被害の未然防止や拡大防止								
施策の柱 3 情報の提供の充実								
⑳リスクコミュニケーションの 実施 リスクコミュニケーションの実 施(シンポジウム等の実施回 数と理解度)	10 回・ 77.4%	10 回・ 97.3%	12 回・ 96%	達成	5 回・ 94%	3 回・ 92%	未達成 コロナ禍で事業を中 止、一部縮小したこ ろで、実施回数が減 少。	10 回・ 90%

府の取組 目標指標	基準値 (平成 28 年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度 評価	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度 評価	令和 4 年度 最終目標
		実績	実績		実績	実績		
㉔ ホームページやメールマガジン等による情報提供 大阪府食の安全安心メールマガジン による情報提供（登録者数）	6,924 名	8,251 名	8,628 名	概ね達成	8,732 件	8,818 名	未達成 コロナ禍で各種イベントが中止となるなど、メルマガの周知機会が減少した影響もあり、登録者数の増加率が減少。	12,000 名
㉔ ホームページやメールマガジン等による情報提供 紙媒体を活用した情報提供 (広報誌・広告等への掲載回数と部数)	55 回・ 50 万部	81 回・ 154 万部	74 回・ 113 万部	達成	57 回・ 84 万部	73 回・ 154 万部	達成	66 回・ 60 万部
㉔ 食品衛生講習会等の実施 食品衛生講習会等の開催 (府民の参加者数)	3,614 名	2,580 名	2,226 名	未達成	300 名	531 名	未達成 コロナ禍で事業を中止、一部縮小したこと及び講師派遣等の要望も減少したことで、参加者数が減少。	4,000 名
施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進								
㉔ 大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催 農業管理指導士の育成 (農業管理指導士認定者数)	1,091 名	1,171 名	1,144 名	達成	1,170 名	1,240 名	達成	1,000 名 以上
㉔ 大阪工口農産物認証制度の推進 大阪工口農産物認証制度の推進 (認証面積)	556ha	529ha	517ha	未達成	517ha	523ha	未達成 平成 30 年度の台風による施設被害で減少し、回復していない。	576ha
㉔ HACCP の導入支援 HACCP セミナー等の開催 (参加者数)	660 名	1,700 名	2,100 名	達成	900 名	2700 名	未達成 コロナ禍で事業を一部縮小したことで、セミナー数が減少。	3,500 名
㉔ 大阪版食の安全安心認証制度の推進 大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	195 施設	238 施設	343 施設	達成	420 施設	537 施設	達成	600 施設

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(第3期推進計画の各基本施策における取組^{*}の総評・今後の方向性)

※平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)までの4年間の取組についての評価。

<p>1 基本理念</p> <p>2 現状と課題</p> <p>3 基本施策</p> <p>施策展開</p> <p>(1) 生産から消費</p> <p>(2) 健康被害防止</p> <p>(3) 情報の提供</p> <p>(4) 事業者支援</p> <p>4 取組体制</p> <p>5 付属資料</p>	施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
	(1) 監視指導
	<p>製造流通段階での食品関係施設の監視指導は、コロナ禍での保健所業務のひっ迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおりに取組が進んでいないが、その他、農畜水産の生産段階での関係施設等への監視指導等は計画どおりに取り組み、生産から消費に至る一貫した監視、指導等が概ね実施できている。</p> <p>今後も、引き続き関係法令に基づく監視、指導等を実施していく。</p>
	(2) 食品等の試験検査
	<p>府内流通食品等の試験検査は、コロナ禍での保健所業務のひっ迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおりに取組が進んでいないが、その他、府内生産物の検査等は計画どおりに取り組み、生産から消費に至る各段階における必要な試験検査は概ね実施できている。</p> <p>今後も、引き続き必要な検査を実施し適切な措置を講じるなど対応していく。</p>
	(3) 新たな制度に基づく表示の適正化の推進
	<p>食品表示指導員による巡回点検では、コロナ禍により巡回点検の一時休止、巡回店舗の優先順位の変更などの対応をとったため、令和3年度は目標達成に至っていない。</p> <p>また、新たな食品表示制度の普及啓発では、事業者支援として表示学習会の開催及び食品関連団体主催の学習会への講師派遣を行っているが、令和2年度以降はコロナ禍により講師派遣依頼が減少した。一方、消費者に対しては楽しく学べる啓発資料を作成・紹介し、食品表示への理解促進に努めている。</p> <p>令和2年度以降、コロナ禍で休止・縮小せざるを得ない事業が多数あったが、令和4年度から開始した食品表示に関する新たな消費者教育事業を含め、今後も継続して食品表示の適正化及び表示制度の普及啓発に努める。</p>
	施策の柱 2 健康被害の未然防止や拡大防止
	(1) 情報の収集及び調査研究
	<p>食品の汚染実態調査は、コロナ禍での保健所業務のひっ迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおりに取組が進んでいないが、その他、相談受付や研究等は計画どおりに取り組み、情報収集や調査研究等は概ね実施できている。</p> <p>今後も、引き続き食品に関する相談への対応や調査研究に取り組んでいく。</p>
	(2) 自主回収報告制度
	<p>事業者への指導により自主回収の円滑化を図るなど、自主回収報告制度については、計画どおりに取組を実施している。</p> <p>引き続き、事業者への適切な指導や自主回収情報の府民への周知に取り組む。</p>
(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	
<p>マニュアル等の整備や貝毒発生時の対応、食中毒事案の原因究明、被害拡大措置などにより、事故の未然防止や発生時の対処、関係機関の連携については、計画どおりに取組を実施している。</p> <p>引き続き、事案発生時の迅速な対応や対応体制の維持に取り組んでいく。</p>	
(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	
<p>該当する事案の発生はなかったが、該当事案の発生に備えるなど、計画どおりに取組を実施している。</p> <p>引き続き、該当事案の発生に備えた体制を確保していく。</p>	
施策の柱 3 情報の提供の充実	
(1) リスクコミュニケーションの促進	
<p>リスクコミュニケーションの実施では、実施回数と理解度の数値目標を設定して取組を進め、コロナ禍前の</p>	

<p>令和元年度までは計画以上の実績で推移していたが、コロナ禍で集合形式の開催を見合わせた影響で、令和2年度及び3年度では実績が目標を下回る結果となっている。</p> <p>一方、その他、府民や事業者等からの意見等を聴く機会として意見募集やアンケート調査などに計画どおり取組を実施している。</p> <p>引き続き、リスクコミュニケーションの実施にあたっては、府民ニーズ等を適切に把握してテーマを選定し、オンライン開催などの効率的・効果的な開催方法を検討しながら、計画的な実施に努めていく。</p>	1 基本理念
<p>(2) 正確で分かりやすい情報の提供</p>	2 現状と課題
<p>食の安全安心メールマガジンは消費者の登録者数の伸び悩みやコロナ禍での周知機会の減少などにより、目標達成に至っていないが、紙媒体での情報提供については、関係機関等の協力もあり増加している。また、食中毒予防啓発キャンペーンについても、コロナ禍による影響で令和2年度及び3年度は一部事業を縮小しての実施となったため、計画どおり取組は進んでいないが、その他の啓発事業については、概ね計画どおり取組ができています。</p> <p>引き続き、メールマガジンの登録者の増加に向けた周知啓発を行うとともに、メールマガジンやSNS等を活用して、食の安全安心に関するタイムリーな情報を府民に提供するなど、情報発信方法の検討や内容の充実を図っていく。</p>	3 基本施策
<p>(3) 学べる機会の提供</p>	施策展開
<p>食品衛生講習会等として、行政と事業者が連携して実施する府民向けの体験学習会や、市町村や地域の自治会、学校、各種団体などからの要望に応じて、食中毒予防や手洗いなどに関する講習会を実施しているが、コロナ禍前から講習会の要望の減少により実績は低下しており、コロナ禍でさらに実績が低下し、計画当初の実績を下回る結果となっている。</p> <p>一方、その他の事業においても、コロナ禍の影響で一時的に実施を見合わせた場合もあったが、ITを活用した実施方法の見直しなどにより、概ね計画どおり取組ができています。</p> <p>引き続き、様々な情報ツールを活用しながら学習機会の提供や食育の推進による食の安全安心の意識向上を図る。</p>	(1) 生産から消費
<p>施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進</p>	(2) 健康被害防止
<p>(1) 生産段階における支援</p>	(3) 情報の提供
<p>大阪エコ農産物認証制度の推進では、認証面積の拡大を目標指標として掲げているが、平成30年9月に発生した台風21号の記録的な強風により、ビニールハウス等農業用施設などで甚大な被害が発生した影響で計画当初より減少後、農家や農地の減少の影響もあり横ばいの状況。</p> <p>一方、各取組事業により、農薬や動物用医薬品の適正使用、農畜水産における病害虫の防除や疾病予防など、生産段階での管理に関する技術的な助言や指導に概ね計画どおりに取り組んでいる。</p> <p>引き続き、農畜水産物の安全を確保するため、生産段階の支援につながる事業の実施に努める。</p>	(4) 事業者支援
<p>(2) 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進</p>	4 取組体制
<p>コロナ禍によるHACCPセミナーの規模縮小や衛生知識普及の機会減少により、目標達成に至らなかった取組もあったが、インターネット動画配信によるHACCPセミナーの実施など、事業の実施方法の見直しを行うとともに、状況に応じた啓発を実施することにより、事業者等に対して積極的な助言や指導に努めた。</p> <p>一方、大阪版食の安全安心認証制度の推進では、HACCPに沿った衛生管理の制度化により、認証制度の需要も増え、認証施設が当初目標を大きく上回り増加傾向となった。</p> <p>引き続き、監視指導やセミナー開催等により事業者の理解を深めるとともに、食品衛生講習会の実施及び講師派遣並びに大阪版食の安全安心認証制度の推進により、事業者の食の安全安心の取組促進を図る。</p>	5 付属資料
<p>(3) 顕彰の実施</p>	
<p>食品衛生や食の安全安心に寄与する取組を行う者や施設に対して顕彰・表彰により称えることで取組促進を図った。</p> <p>引き続き、顕彰・表彰制度により、食品衛生や食の安全安心の取組の活性化を図る。</p>	

(6) 食の安全安心に関する府民アンケート結果

食に対する安心と不安の傾向（成果目標に対する評価）

第3期計画では、計画の成果の指標として、「食の安全性に不安を感じる府民の割合」15%以下を成果目標として設定し、インターネットによるアンケート調査で比較測定することとしていました。

計画策定時の平成28年度（2016年度）調査結果（基準値）と、令和4年度（2022年度）の調査結果は次のとおりでした。

Q. あなたは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか。

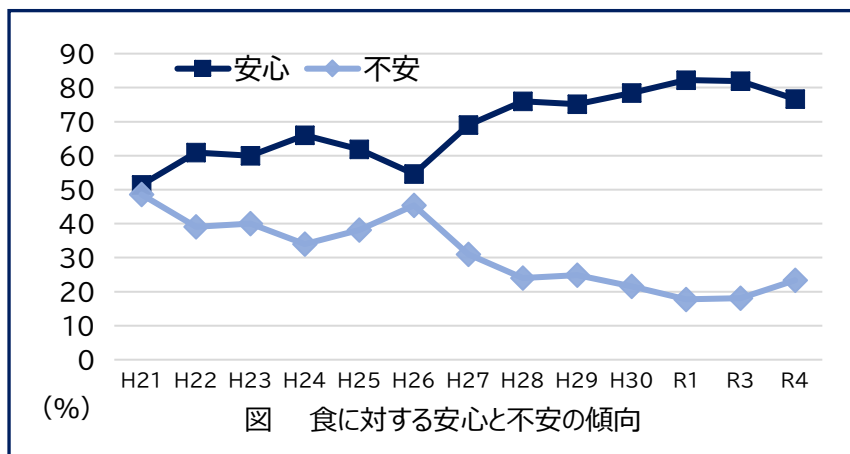
（おおさかQネットアンケート N=1,000名）

	選択肢	平成28年度 (%)		令和4年度 (%)	
		安心	不安	安心	不安
1	安全・安心だと思う	6.3	68.1	5.9	63.7
2	どちらかと言えば安全・安心だと思う	61.8		57.8	
3	どちらかと言えば安全・安心だと思わない	15.5	21.5	14.3	19.4
4	安全・安心だと思わない	6.0		5.1	
5	わからない	10.4	10.4	16.9	16.9

アンケートへの回答内容のうち、「どちらかと言えば安全・安心だと思わない」又は「安全・安心だと思わない」と回答した層を「食の安全性に不安を感じている府民の割合」（以下、「不安層」という。）とみなしました。

アンケート調査の結果、不安層は、平成28年度の21.5%（基準値）に対し、令和4年度は19.4%でした。また、「わからない」と回答した者を除いた全体を100として、相対的な割合で比較したところ、平成28年度は24%、令和4年度は23.3%となり、大きな変化は見られませんでした。

相対的な割合で比較した「食に対する安心と不安」の推移は、次の図のとおりです。第3期推進計画期間を含む直近5年間の不安層の割合は、20%前後を維持して推移しており、食に対する不安が高まる状況は見られませんでした。

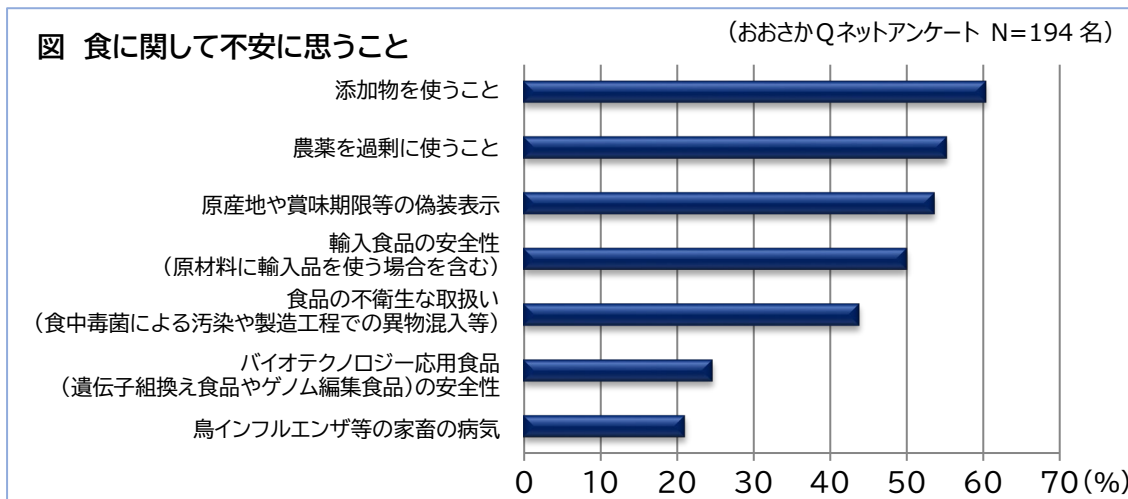


また、インターネットによるアンケート調査では、あわせて「食に関して不安に思うこと」及び「食の安全安心に関して行政に期待すること」についても、調査を実施しています。

それぞれの項目について、令和4年度（2022年度）の調査結果は次のとおりでした。

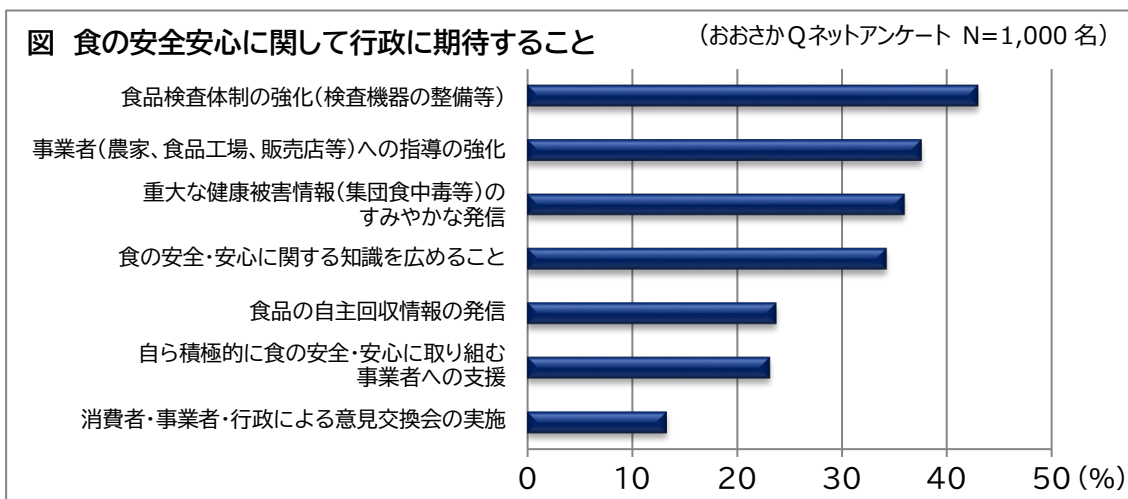
食に関して不安に思うこと

食の安全性に不安を感じている方に対して、不安に思う項目を調査した結果、「食品添加物」、「農薬」、「偽装表示」などが上位を占める結果となりました。



食の安全安心に関して行政に期待すること

アンケート対象者に対して、食の安全安心に関して行政に期待する項目を調査した結果、「検査体制」、「食品関連事業者への監視指導」、「情報発信」への期待が上位を占める結果となりました。



(注釈)

なお、本アンケート調査の手法は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで当該アンケートの回答者の回答状況にとどまることから、参考データとして掲載しています。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

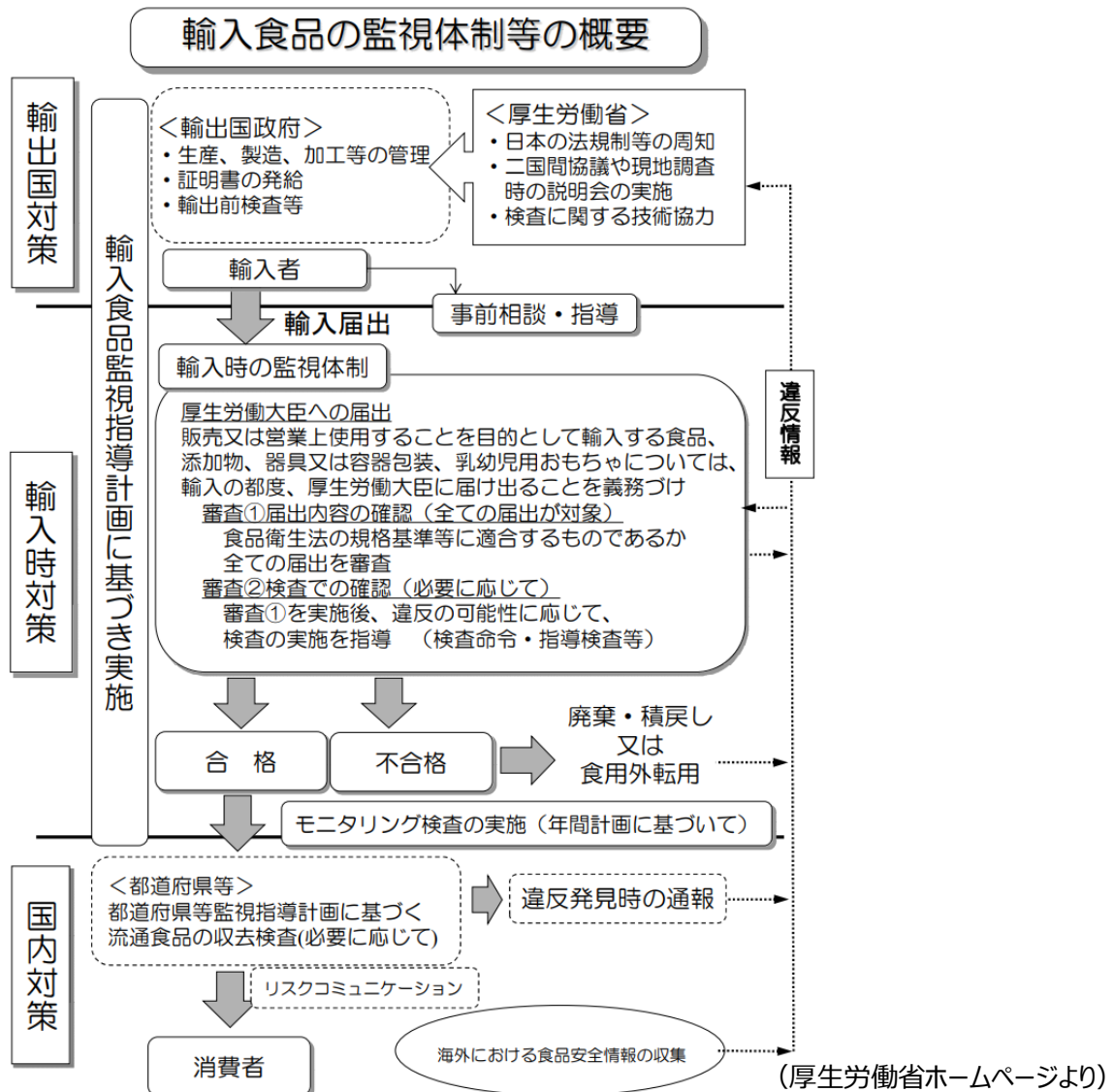
5 付属資料

(7) 輸入食品の監視体制

食品を販売等の目的で輸入する場合には、食品衛生法により国の検疫所に届出をすることが義務付けられています。国は、輸入される食品が食品衛生法に基づく規格基準等に適合するものであるか審査を行います。違反の可能性が高いと見込まれる食品については、輸入者に対し届出ごとの全ロットに対する検査を命じます（検査命令）。検査命令の対象品は、検査結果が判明するまで輸入できません。違反が確認された食品は、廃棄、積戻し等の措置が取られます。

また、届出審査に合格した食品についても、輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査を行います。

検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通することになり、都道府県等が監視指導・検査等を行うとともに、違反発見時には輸入者に対し回収・廃棄等に係る措置を行います。



● 輸入食品監視業務（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



(8) 用語説明

用語	説明
あ行	
アレルギー物質	<p>人の体には、有害な物質から体を守る「免疫」という働きがあります。食品を摂取することで、この免疫機能が過敏に反応し、皮膚のかゆみや湿しん、腹痛や喘息等の症状が現れる状態を食物アレルギーといいます。近年、この食物アレルギーの原因となる物質を含む食品による健康被害が増加しています。</p> <p>アレルギーの発症数が多い又は重篤な症状が現れる食品は、食品表示法により特定原材料として指定され、表示する義務があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定原材料【表示義務（8品目）】 えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生 ●特定原材料に準ずる原材料【表示推奨（20品目）】 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、さけ、ごま、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (医薬品医療機器等法)	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性、安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律です。</p>
大阪府消費者保護条例	<p>消費者の権利の確立と自立の支援についての基本理念を定め、府や事業者、消費者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにし、消費者の利益の擁護と増進を図り、消費生活の安定と向上に資することを目的とする条例です。</p>
か行	
貝毒	<p>貝毒とは、二枚貝（ホタテガイやアサリなど）が、有毒プランクトンをエサとして食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象のことをいいます。</p> <p>毒を蓄積した貝を食べると、手足のしびれといった麻痺や下痢などの症状が発生することがあります。これらの毒成分は、熱に強く、加熱調理しても分解されません。</p> <p>貝が生息する海域で餌となる有毒プランクトンが発生しなくなれば、二枚貝の体内の毒は、減少します。</p>
カンピロバクター	<p>鶏、牛、豚など動物の腸内に存在する細菌です。少量の菌でも食中毒を発症し、発熱、下痢、吐き気、腹痛などの症状を起こします。食中毒の主な原因は、生や加熱不十分な鶏肉料理です。食中毒の予防には、鶏肉を内部まで十分に加熱し、生肉を扱う際には調理器具の使い分けや手指の洗</p>

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

用語	説明
	浄消毒をしっかりと行うことが重要です。
規格基準	食品衛生法に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装等について、成分の規格や製造、加工、調理及び保存に関する基準を定めたものをいいます。基準に適合しない食品等は違反品となり、販売等が禁止されます。
機能性表示食品	食品表示法に基づき、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品で、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁に届出たものです。
G A P (農業生産工程管理手法)	「Good Agricultural Practice」の略。安全な農産物の生産や環境保存、経営改善等を行うために、農作業の工程ごとに想定される危害要因とその対応策などを示し、それを実践する取組のことです。
牛トレーサビリティ法	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。BSE のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築することを目的とした法律です。 日本国内の牛は一頭ごとに「耳標」による個体識別番号を付けて「独立行政法人家畜改良センター」に登録されます。この番号を使って、履歴（生年月日、性別、品種、移動などの情報）が調べられます。
景品表示法	「不当景品類及び不当表示防止法」の略称。商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って、実際よりも良く見せかける表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐことなどにより、一般消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るための法律です。
健康食品	「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。そのうち、機能性を表示できるものに、「特定保健用食品（トクホ）」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」があります。
健康増進法	急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。
広域連携協議会	複数の自治体に関連する広域的な食中毒事案が発生した場合等に適切な調査、情報共有等の連携体制の整備を図るため、地方厚生局の管轄区域ごとに地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所設置市及び特別区を構成員として設置される協議会のことです。

用語	説明
抗菌剤	動物用医薬品等の中に含まれ、微生物の発育や増殖を阻止したり、殺滅する抗生物質製剤及び合成抗菌剤のことです。
米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の略称。問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。
さ行	
サーベイランス	問題の程度を知る、又は実態を知るために調査をすることです。
指定成分等含有食品	食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを含有する食品のことです。 特別の注意を必要とする成分又は物として、①コレウス・フォルスコリー、②ドオウレン、③プエラリア・ミルフィカ、④ブラックコホシユが指定されており、これらの成分を含む食品は、事業者からの被害情報の届出が義務付けられています。
飼養衛生管理基準	食品の安全性の確保のため、家畜伝染病予防法に基づき制定された、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準のことです。
食育基本法	食育に関し、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律です。
食品安全基本法	食品の安全性の確保に関し、「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識のもとに、「食品供給行程の各段階における適切な措置」「国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ、必要な措置が科学的知見に基づき講じられることによる国民の健康への悪影響の未然防止」を行うことを基本理念と定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律です。
食品衛生指導員	食品衛生の向上と業界の発展を期するため組織された公益社団法人大阪食品衛生協会が、食品事業者の自主管理体制の確立と消費者に対する適切な食品衛生知識の普及を図るため、任命する者をいいます。協会が実施する規定の講習会を受講する必要があります。
食品衛生法	飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律です。この目的を達成するため食品、添加物等について規格基準を設けて安全確保のための規制を行うとともに、これらが適正になされているかの確認のため、監視指導や食品の検査を実施しています。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

用語	説明
	<p>また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業の禁止・停止等の処分が図られるよう規定されています。</p> <p>なお、都道府県等においては、食品衛生法に基づいて、営業施設についての施設基準や食品等事業者が守るべき衛生管理のための基準を設けています。</p>
食品関連事業者	大阪府内において食品、添加物、容器包装、農林水産物又は生産資材（農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物医薬品等食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者のことで、条例第2条第5項で定義しています。
食品等事業者	食品衛生法の対象となる食品（医薬品や医薬部外品を除くすべての飲食物）、食品添加物、器具・容器包装、おもちゃ等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等を行う事業者や集団給食施設の事業者のことで、
食品表示基準	食品表示法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣が定める食品に関する表示の基準のことで、
食品表示指導員	大阪府内に所在する食品販売店（量販店、専門小売店等）を巡回点検し、生鮮食品の名称や原産地表示等が食品表示法に基づく適正な表示になるよう指導等を行う者として、府が配置しています。
食品表示 110 番	農林水産省において、食品表示に対する消費者の関心が高まっていることや食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けるために設置したホットラインのことで、
食品表示法	食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とした法律です。
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。
飼料添加物	飼料の品質の低下の防止や栄養成分や有効成分の補給等を目的として、飼料に用いられる物質です。
水産用医薬品	水産動物の病気の診断、治療、予防に使用されるものです。

用語	説明
た行	
大規模食鳥処理場	1年間に30万羽を超える食鳥を処理する施設をいい、公的機関（都道府県知事又は厚生労働省指定機関）が食鳥検査を実施することが法律で義務付けられています。
動物由来感染症	「人獣共通感染症」とも呼ばれ、人と動物の両方に感染する感染症です。家畜や魚介類が病原体を持っている場合、熱を加えずに食べたりすることで人が動物由来感染症に感染することがあります。
特定家畜伝染病	家畜伝染病のうち、特に総合的に発生予防やまん延防止のための措置を講ずる必要がある伝染病のことです。
鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザウイルスの感染による疾病です。特に、鶏、あひる、七面鳥、うずら等に高い死亡率を示す疾病を高病原性鳥インフルエンザといい、症状は、とさか・肉垂のチアノーゼ（紫色に変色）、出血、壊死、顔面の腫れ、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状（うずくまり、首曲がりなど）、呼吸器症状（咳など）、下痢などですが、急性死亡例ではこれらの症状が認められないことがあります。
トレーサビリティ	いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が記録しておくことにより、物品がどこから来てどこへ行ったか、追跡を可能にすることです。 食品の製造では、食品関連事業者が、各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することによって、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立ちます。
な行	
農薬管理指導士	農薬の取扱い等で一定以上の実務経験があり、府の講習を受講し、農薬の適正使用を指導できると府知事から認定された人のことをいいます。
農薬取締法	農薬の登録制度により品質の適正化を図り、販売・使用の規制等を行うことにより農薬の安全で適正な使用の確保を図ることを目的とした法律です。
は行	
HACCP（ハサップ）	「Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略。 食品の製造・調理工程の全ての段階で、食中毒や異物混入を起こす可能性がある要因を見つけ出し、その要因を無くす又は受け入れられる程度に減らすために重点的に管理する工程を決め、結果を確認し記録しておく、衛生管理の手法です。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

用語	説明
HACCP に沿った衛生管理	<p>コーデックス HACCP の7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う「HACCP に基づく衛生管理」と、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の2種類があります。</p> <p>食品等事業者は業種やその規模に応じて、いずれかの衛生管理を実施する必要があります。</p>
BSE	<p>「Bovine Spongiform Encephalopathy（牛海綿状脳症）」の略。</p> <p>牛の脳組織が空洞化してスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死に至る病気です。この病気は、「異常プリオン蛋白質」が原因とされており、脳、脊髄、小腸の一部などに蓄積し、これらの器官は「特定危険部位(SRM)」として、規制されています。国内では、全月齢の扁桃及び回腸遠位部（小腸の一部）、30 か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊柱及び脊髄を特定危険部位として、これらの部位は、食肉処理時に適正に処理され、食用に供されることはありません。</p>
PDCA（サイクル）	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価・検証）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったもので、「計画」から「改善・見直し」までを一環して行い、さらにこのサイクルを繰り返すことにより、業務の改善・向上を図る仕組みのことです。</p>
微生物農薬	<p>細菌やウイルスなどの微生物の働きを利用して害虫を防除する方法をいいます。</p>
や行	
薬剤耐性菌	<p>変異などにより、今まで増殖抑制や殺滅する効果が認められていた抗菌剤に対して耐性を獲得した細菌をいいます。</p>
野生鳥獣肉（ジビエ）	<p>シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣の肉のことです。</p>
ら行	
リスクコミュニケーション	<p>関係者（市民・行政・事業者など）がリスクに関する情報を共有し、互いに意見交換することで、信頼関係を醸成し、リスクを低減していく試みのことです。</p> <p>リスクとは、食品中に存在するハザード（健康に悪影響をもたらす可能性がある物質等）を摂取した時に、人に悪影響が起きる可能性とその程度のことをいいます。</p>